

東久留米市青少年問題協議会検討報告
「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」

平成20年8月25日

東久留米市青少年問題協議会

< 目 次 >

はじめに	3
分科会報告	5
第1分科会報告 「家庭や地域の教育力を高めよう」	6
第2分科会報告 「青少年の社会参加の機会をふやそう」	9
第3分科会報告 「地域ぐるみで健全な環境をつくろう」	13
報告書の活用	16
おわりに	19
資 料	20
東久留米市青少年問題協議会条例	21
東久留米市青少年問題協議会検討経過	23
東久留米市青少年問題協議会委員名簿	25

は じ め に

健全な青少年の育成は、東久留米市民の共通の願いであり、それは日本国民全体の願いであると言えます。しかし、この国民的問題・課題でありながら、問題の解決の方向性や対策の手立てについての最良な特効薬があるとは残念ながら言えません。ニュースなどで事件や問題が報道され、私たちの心を震撼させながらも同様な事件が後に絶えません。そして、諸問題が発生するたびに、関係者が努力をされ、その要因を分析したり、背景を時系列で追跡したり、事後処理にあたっては、説明会を開催したり、関係機関や組織は、同様な事件の拡大を防ぐためにアピール宣言を出したり、動揺する心のケアを心理的に落ち着かせたりするなどして、その対策に、奔走される姿が目にとまります。常にその繰り返しのようないたします。

最近の事件後に共通して語られる言葉の中に「殺傷する相手は誰でも良かった」「自分を認めて欲しかった」「自分を見つめて欲しかった」「先生に仕返ししたかった」「周りが悪い、家族が悪い、親が悪い・・・」などと、自己反省、自己抑制する心の片鱗一つも見せずに、無作為に第三者に危害を加え、自己の正当性を主張するかのごとく、責任を他人に転嫁する傾向にあります。また、その主張をめぐって、他の若者たちから「理解できる、気持ちが分かる・・・」などの書き込みメールの多いのにも驚かされます。また、加害者の学校の成績は優秀、学校生活も真面目であったとの情報も多く寄せられています。成績優秀や真面目さを求めるあまりに、自己肯定感や自尊感情の未発達や学校や学級、家族などの集団から自己の価値を認められたいという社会的承認の要求などの未成熟が誘引されているのではないかと考えられます。

「家庭教育に関する国際比較調査報告書」(文部科学省)によりますと、同居している親が子どもの成長に満足しているとの回答は、日本は4割程度が満足、アメリカ、イギリスは、8割前後が満足という結果です。また、「小学生の自己評価」(勉強ができる子、人気がある子、正直な子、親切な子・・・)などのすべての項目に関して、他の国よりも極めて低くなっています。親の満足感の低さや子どもの個性が大切にされていないことが反映されている結果と言えます。かつての、青少年の問題行動に起因する学習、進学などについての悩みや不安の増大、授業や学級、学校への魅力の欠乏などによる学校生活への拒否反応などの安易な逃避傾向を招いてきた事態とは、大きく様相を異にしていると考えます。要因の分析や背景については、その道の専門家に委ねることになりますが、青少年の問題行動への対応は、対処療法的な指導のみでは解決できるものではありません。「この世に問題児はいない。あるのは問題の家庭と親、問題の学校と問題の教師である」と言われた言葉の意味を十分に噛み締め、子

どもたちの生活基盤である地域をその言葉に加え、学校と家庭、地域が手を携えて、自尊感情や自己肯定感を抱かせながら、すべての子どもが健やかに成長するための根本的な対応を着実にしていくことが大切と考えています。

このような考えに基づき、東久留米市青少年健全育成基本方針に則り、現在東久留米市で抱えている青少年にかかわる諸問題を、身近な生活圏を対象に、改めて見直したり、振り返ったりしながら、協議の方向性を話し合い、「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」をテーマに掲げ、下記の3分科会を構成し、話し合いを続けてまいりました。

第1分科会では「家庭や地域の教育力を高めよう」（家庭・地域の教育力の強化）を主題にして、青少年が健やかに育つためには、子ども自身が愛されているという実感とともに、自立できる力を身に付けることができる家庭づくりが大切であると考えました。そして、親も子どもも共に成長できる場にするために、家庭や地域では何ができるかを検討し、あいさつの励行に着目をし、「大人が変われば子どもも変わる」のメッセージを具体的な事例を通して発信しました。

第2分科会では「青少年の社会参加の機会をふやそう」（青少年の社会参加の拡大と活動の場の整備）を主題にして、青少年を社会の一員として大きく成長させるためには、幼少の頃から、自立心・社会性・協調性を身に付けることが大切であり、そのためには、さまざまな人たちとの交流ができるよう社会参加と参画の場づくりの活動を通して、所属感を高めることが大切と考えました。そして、気軽に訪れ利用できる居場所の提供、ボランティア活動の体制づくりなどの具体的な提言を発信しました。

第3分科会では、「地域ぐるみで健全な環境をつくろう」（環境整備と非行防止活動の推進）を主題にして、地域住民一人一人がたがいに連携しあって健全な環境づくりへの自覚が大切と考えました。そして、有事の際などの初期対応の方法や地域で発生する事件などの情報の早期収集と対策についての具体策を探りました。現地調査を行っての地域安全マップづくりの実践事例は、地域環境を安全という意識で見直す機会となり、また、調査を通して地域の人々との連携、人間関係の大切さを学び合うとともに、学校・家庭・地域・行政の4者の組織的な連携の大切さを具体的な推進方法を探る中で、その提言を発信しました。

この報告書の特色は、誰でも共感できる身近な事例を通して、日常生活の中で、誰でもできるやさしい実践、心がけ、気くばり、言葉かけなどについて提言したところにあります。健全育成は、問題行動への対応ではなく、すべての子どもたちの健やかな成長のために、できるところから推進していくことが大切です。この報告書がさまざまな機会で活用されますことを期待しております。

分 科 会 報 告

第1分科会

「家庭や地域の教育力を高めよう」(家庭・地域の教育力の強化)

第2分科会

「青少年の社会参加の機会をふやそう」(青少年の社会参加の拡大と活動の場の整備)

第3分科会

「地域ぐるみで健全な環境をつくろう」(環境整備と非行防止活動の推進)

「家庭や地域の教育力を高めよう」（家庭・地域の教育力の強化）

1. 第1分科会主題

家庭や地域の教育力を高めよう（家庭・地域の教育力の強化）

そして、子どものために大人が変わろう！

～きっかけは あいさつから～

2. 主題設定の趣旨

青少年が健やかに育つためには、子どもが愛されていると実感でき、自立する力を身につけることができる家庭が必要です。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心など、社会的マナーといったことを、子どもたちが家庭や地域の中で身につけることが重要です。

しかし、核家族化が進み、人と人との関わりは極力避ける風潮にある現状においては、家庭内や地域のコミュニケーションが乏しくなりがちです。このような保護者の孤立から、子育ての不安や学校任せの放任状態が生まれるものと思われます。

昔は、家庭の中に祖父母・父母・子どもの三世代が同居し、地域での関わりもある中で、子どもたちは自然と年長者を敬う心や社会でのマナーやルールといった大事なことを教わってきました。このような家庭や地域の「教育力」が今求められているのではないのでしょうか。私たち大人から、時と場に応じた方法や内容で、積極的に気持ちのこもったあいさつや語りかけを行い、おたがいに快さが味わえるような人とのかかわりをつくり上げることが大切です。

子どもたちのために現状を変えていかなければなりません。それにはまず大人が率先して変わっていくこと・・・大人の背中を見せることが必要と考えました。そして、まず家庭や地域の教育力を高めるために何ができるのだろうかと考え、私たちは家庭内や地域でのコミュニケーションの第一歩である「あいさつ」に着目しました。

「あいさつ」は大事。わかってはいるものの、大人でさえもなかなかしづらいのが現状でしょう。でもここは大人が率先して「あいさつ」し続けることができれば、コミュニケーションのきっかけができ、家庭や地域の活性化、ひいては教育力を高めることが期待できます。

【大人が変われば子どもも変わる】のメッセージを発信していきたいと思います。

3. 事例

1) ゴミ当番で「おはよう」

先日、自治会の資源ゴミ回収当番で、集積所に立ちました。通園途中に子どもの手を引いてダンボールを持ってくるお母さん、散歩の途中による方、皆さんに「おはようございます」とあいさつをしました。こちらから声をかけると、皆さんが返してくれます。小さな子どもからも「おはようございます」と可愛い声が返ってきます。たくさんの人とあいさつできて、その日一日、とても気持ちよかったです。

2) 普段の「あいさつ」から

日ごろからあいさつを交わし、顔見知りになっていたお子さんが、ある時、車に連れこまれそうになっている現場に遭遇しました。思わず「〇〇ちゃんどうしたの？」と声をかけたら、相手はびっくりして逃げていきました。日ごろの声かけやあいさつが、とても大切だと実感しました。

3) 通学路で「おはよう」「おかえり」

毎朝登校途中の子どもたちと顔見知りになり、町中で会うと元気よく「こんにちは」とあいさつをしてくれます。とても気持ちが良くうれしくなります。また、元気がないときは、「どうした？話してみて」と声をかけられるようになりました。このようなことから地域が広がっていくような気がしています。

4. 提言

今、地域や家庭教育に求められているのは、親が大人の思いをどれだけ子どもに伝えていけるかという事ではないでしょうか。

「子どものために大人が変わろう」の言葉を全市に発信していきましょう。

勇気をもって大人から「あいさつ」していきませんか？

コミュニケーションあふれる家庭や地域を目指してみませんか？

家族や両親が心の通じ合うあいさつをし、子どもの手本になっていますか？

「ありがとう」「ごめんなさい」「おはようございます（おはよう）」など、心と心が触れ合うあいさつ言葉は、人とのかかわり、支えあって生活するための大切な合言葉です。あいさつを通して、心のあたたかさ、うれしさなどを実感させることが大切です。また、心のつながりのある人と、さまざまなあいさつができます。相手の思いを受け止めながら、あいさつができるようにすることが大切です。

【家庭では】 _____

・親子であいさつをしていますか……

「おはよう」「おかえりなさい」

「行ってらっしゃい」

・子ども同士（兄弟など）で
あいさつをしていますか……

「ありがとう」「ごめんなさい」

「おはよう」「おやすみ」

・夫婦であいさつをしていますか……

「おはようございます」

「おかえりなさい」「お疲れ様でした」

「ありがとうございます」

【地域では】

・隣近所で

「こんにちは」

あいさつを交わしていますか……

「いつもお世話様です」

・狭い道ですれ違う時、混み合う場所などで

「すみません」

ひと声かけられますか……

「ちょっと失礼します」

【職場では】

・職場内で

「おはようございます」

あいさつを交わしていますか……

「お疲れ様でした」

「ありがとうございます」

・あいさつは、きちんとした言葉づかいにこころがけましょう！

・相手の顔を見て、目を見てあいさつしましょう！

・家族、大人同士があいさつしましょう！

5. 推進・活用方法

1) 地域の中心である市役所をはじめとする行政関係者の積極的なあいさつを励行する。

市役所の職員が率先してあいさつすることにより、来庁した一般市民への意識高揚を図る。

例) ・「あいさつ宣言都市」垂れ幕を掲げる。

・短冊をカウンターや壁に掲示する。

・防災無線などのマイク放送を使って、音声による呼びかけをする。

2) 形から入っていく運動を展開する。

例) ・あいさつ運動のロゴの入ったTシャツを着用するなど

(ロゴは小・中・高・大学生などから募集する)

3) 学校(小・中・高)、幼稚園、保育園、市施設、企業、商店、自治会などにポスターを掲示する。

4) あいさつに関係した体験などの作文や絵画を募集して、作品を展示発表する。

5) あいさつに関する標語を募集し、たて看板などにして掲示する。

6) 大学生、高校生などに呼びかけて、率先してあいさつ運動に協力してもらう。

大人が変われば、子どもも変わる

子どものために大人が変わろう

「あいさつかよう東久留米」

青少年の社会参加の機会をふやそう（青少年の社会参加の拡大と活動の場の整備）

1. 第2分科会主題

青少年を社会の一員として大きく成長させるために、子ども時代から自立心・社会性・協調性を身につけさせることが大切で、さまざまな人たちとの交流ができるよう、社会参加の機会をふやし、活動できる場所の整備が必要です。そのためには、青少年対策の事業の拡大と充実、活動できる場所の提供と整備、情報の提供と活用、青少年が参画できる機会をふやすことを目標とします。そうすることによって、社会の一員としての自覚が深まり、一人一人が生きていることの大切さを認識し、積極的に自他を生かすことのできる活動に参加し、生きていることの喜びを他の人のために生かすことの価値を知ることにつながります。

2. 主題設定の趣旨－現状と課題

現在の青少年は所属感のもてる場がなく、そういう場を求めている子や、不登校、ひきこもり、家族関係や友人関係が一時的、または継続的にうまくいっていない子どもが多くいます。特に、思春期の子どもたちは大人に管理されるのを嫌い、ひとりになったり、何となく仲間が集まったり、自分を確かめたくて、コンビニ、公園、公共施設などにそれを求めている現状もあります。また、社会参加していてもいろいろな理由から自立できない例もあります。そのような実態をふまえ、青少年を社会の一員として、健やかに大きく成長させるには、子ども時代から自立心、社会性、協調性などを身につけさせる事が大切だと思います。

3. 事例

1) 「一緒に遊ぼうぜ！」でも、一人一人・・・

「今日、一緒に遊ぼうぜ」「じゃ～いつものロビーでなあ～」と4、5人の子どもたちが市役所のロビーへ。しかし、その遊びの場では、各々の手に握られているのはゲーム機。「皆で、外で遊ばないの?」「一緒に何かしないの?」の問いかけに、「家に帰っても、誰もいないから、ここで皆で楽しく遊んでいるんだよ～」との答えでした。

夫婦共働きの家庭が増え、子どもの帰宅時間には家に誰もいない、という家庭が多くなった現在、放課後に友だちと過ごす事は多いけれど、その過ごし方については、外遊びよりはむしろ、漫画や雑誌を読んだりゲーム機に興じることが多く、友だちと一緒にの空間に居ながら、おたがいの交流が稀薄な状況になっています。

親の帰宅時間は、夕方であっても、低学年ほど親が帰宅するまでの時間が長く、その間、子どもたちが、気軽に集まれ安らげる安心の場、活動できる場の提供、そして、青少年がチームプレイで健全に遊んだりすることの伝授が必要と感じました。

2) 野球チームに入っている・・・

小学生のA君、少年野球チームの練習日、試合当日にはよく参加していますが、いまひとつ意欲がなく、チーム仲間にもとけ込めず、一人でぽつんとさびしそうです。監督が話を聞くと「野球は嫌いだ。でも日曜日になるとお母さんが『野球に行きなさい、行きなさい』とうるさいんだよ。」とのことでした。これは、母親はほとんどグラウンドに来ないし、子どもの状況をつかんでいないように感じました。

子どもを、大人の価値観で考えるのではなく、一人の個として、尊重してあげる事が大切だと思います。親も、我が子だけに過剰な関心を注ぎ、子どもの心を追い込んでいるようなところがありがちで、チームのメンバー、家庭、監督相互のコミュニケーションが不足していると思えます。また、子ども自身も、自分を表現する力、自分の思いを伝えられる力を備えることが大切だと感じました。

3) 話し合う機会づくりを

以前は、地区青少協の「音楽会」を開催するにあたり、中学校卒業生に話し合いの段階から参加してもらい、ポスターやチラシの作成や、当日の音響、照明、受付、司会、ビデオ撮りから写真撮影までを担当してもらい、実施していました。当時は大変評判も良かったのですが、現在は、若者が話し合いの段階から参加することが不可能になってきました。

大人と若者が話し合いの時間（昼間・夕方）を合わせることが困難です。話し合いの時間（休日・夜）を合わせるには、家庭の団欒の時間を犠牲にしなくてはなりません。そうすると、家庭にいる人へのことが疎かになります。若者も塾があり、部活があり、なかなか継続することができません。

青少年（若者）がやりたいことを継続していける社会をつくるために、我々大人も、若者たちの文化をもっと理解する柔軟性や寛容性を養うこと、そして、社会奉仕体験をすることの喜びを一緒になって行動することが大切で、まずは話し合う機会づくりが必要と感じました。

4. 提言

【青少年が活動できる場所を提供しよう！】

青少年にとって気軽に訪れ利用できる居場所（たまり場）は、家庭や学校とは異なったさまざまな人と関わりをもてる場所であり、そのような場所で過ごすことは自立心や社会性・豊かな人間性を育む事につながるのではないのでしょうか。また、乳幼児と親子、学童、高齢者などの居場所に関する行政施策・事業は多いけれど、「青少年」を対象としたものは、あまり取り組まれていないのではないのでしょうか。青少年が気楽に集まれ安らげる場を提供していきませんか？

★子どもの遊び場

（児童館、移動児童館、学校の校庭、余裕教室、公園など子どもたちが安全で安心して楽しめる場）

★企業への場の提供依頼

★放課後子どもプランの推進

放課後や週末などの子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組みをしていきましょう。

【青少年の事業の拡大と充実を図ろう！】

ボランティア体験などの社会奉仕体験活動は、青少年自身が社会や人に必要とされる経験をすることで人格の発達を促すとともに、社会参加の課程を通じて問題解決能力を育むなど、青少年が「生きる力」をつけるためには有効な体験と思われます。また、今後の高齢社会の到来に備え、おたがいが支え合う社会を確立するには青少年の段階からボランティア活動を体験し、それを継続していける環境の整備も必要と思われます。青少年がボランティア活動に参加する機会を提供する体制をつくりませんか？

★文化・スポーツの推進

★ボランティア活動の推進

（職場体験、高齢者、障がい者、乳幼児の保育、里孫制度^{*1}など）

＊1：里孫制度・・・施設で暮らす高齢者を、子どもたちが「孫」として訪問し、また学校の行事にご招待するなど心の交流を深め、ふれあいを通して喜んでいただき、同時に、思いやりやあいさつ・マナーなどを学ぶことができます。

【青少年が参画できる機会をふやしていこう！】

子ども・若者を大人同様に社会の一翼を担う存在として認知し、そこでの意志決定にあたっては同等の権利があると捉えなおしたのが、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」です。従来保護の対象としていた子どもを権利をもつ主体として捉えなおしたものです。そこには4原則（生存、保護、発達、参加の権利）があり、その中の「参加の権利」（意見表明権、表現の自由）については、まだ消極的なのが実情です。参加の権利は、若者を巡るさまざまな課題の解決の為には欠かせない観点に思います。参加をより実行するために、大切なのは、意見表明の中で出た若者からの前向きな意見・提案を大人が好意をもって迎えることだと思いませんか。この体験が社会システムへの参加の一歩となります。

★子ども会議を定期的に行う。（意見の言える場―意見を反映できる場の設定）

〈市青少協、地区青少協、学校現場、児童館などの公共施設〉

Eat & Talk（おしゃべりの場）

- ・子どもセンターひばりでは、中高生を対象に、本音で意見の言える場づくりに取り組んでいます。

5、推進方法

【実施するにあたって配慮すること】

子どもたちが自主的に何かをしたいと思ったとき、その場を設定するのは大人たちです。また、子どもたちの要望を吸い上げ、実現に向けてサポートするのも大人たちです。このように、実施するにあたっては、大人たちの責任は重大で、そのことを大人たちは十分に認識し、自覚しなければなりません。

また、子どもとの信頼関係を受容と共感的な理解をもってつくることが重要です。相互の出会いが必要であり、それによっておたがいの人間観（子ども観・大人観）が理解でき、相互理解の上に、信頼関係ができてくるものと思われます。大人が変わるということは、まず子どもと共感することです。

地域ぐるみで健全な環境をつくろう（環境整備と非行防止活動の推進）

1. 第3分科会主題

地域住民一人一人が自覚をもって、たがいに手を取り合い健全な環境をつくり、非行を防ぎましょう。地域の環境整備のみならず、人間関係においても家庭での親子のつながりが薄れている現状の中で、青少年を取り巻く環境はさまざまに変化しています。近年の非行状況や薬物乱用などにおいても低年齢化の傾向がみられる現在、青少年の人間性を育む場として、地域は重要な役割を担っています。

2. 主題設定の趣旨

「平成16年度東久留米市青少年健全育成基本方針」が出され、その具現化のための3つの重点目標が設定されました。平成18年度には「家庭教育のあり方について」家庭と学校・地域社会・行政という3つの視点から検討を行いました。しかし、重点目標設定後の市内の現状は、それぞれ個別の市民団体、行政の各組織、学校がたがいに連携し合うことなく独自に活動している状況です。成果も上がっているのですが、課題解決には至っておりません。それぞれの組織が連携しながら家庭・地域も巻き込んだダイナミックな活動を展開することが、現在最も求められていると考えました。今年度、第3分科会は重点目標の「地域ぐるみで健全な環境をつくろう」（環境整備と非行防止活動の推進）を主題として、学校・家庭・地域・行政の現状を踏まえつつ、4者の連携を通して具体的な実践例を検討することにしました。

3. 事例

1) 地域安全マップづくり — きっかけづくり —

地域の安全をチェックするため実地踏査を行い、地域安全マップ作成に取り組みました（詳しいつくり方は後述）。その時の子どもたちの生の声を紹介します。

「マップづくりを通して、自分たちが住んでいるこの町の危険な場所や、電灯がない場所などが分かってとても良かったです。日ごろ何気なく通っている道などにもたくさん危険な場所があってとても驚きました。」（中2）

「今までのマップ作りは、同級生だけだったけれど、今回は中学生と小学生が一緒に活動しました。私のグループは、6年生4人、中学2年生が2人、お母さんが1人でした。最初はすごく緊張したけれども、中学生が声をかけてくれたので、少しずつ緊張がほぐれていきました。地域の特徴を探するときも、みんなで声をかけ合いながらできたので、みんな協力し合えたと思います。最後には素敵なマップが完成しました。このマップづくりで、私は新しい仲間、友情を手に入れることができたので素晴らしい思い出になると思います。」（小6）

2) 防災・防犯で地域交流 — 地域とも連携して —

「今回の活動で一番良かったと思ったことは、地域の方々に助けていただいて、一緒に地域安全マップを完成させることができたということです。今回の活動をきっかけに、今まで以上に地域の方々と交流を深め、この町が安全で笑顔の絶えない町になって欲しいと思います。」（中2）

3) 防災訓練に自治会長さんも参加して — 自治会への働きかけ —

9月1日の「防災の日」、学校で行われる警戒宣言発令に伴う集団下校訓練に、各地区の自治会長さんをお招きし、生徒との顔合わせを行うとともに、地区班リーダーと自治会長、市防災防犯課・消防署などとの合同会議を開催。防災に対して生徒の担う役割を明確にしました。

本分科会では、西部地区の第九小学校と西中学校による取り組みに着目しました。両校では平成16年度から小中連携に取り組んできました。19年度はその中の取り組みの一つとして、学校と地域が一体となった、防災防犯組織づくりに取り組んでいます。そのまず第一歩として、地域の自治会区分けに比較的近い形で組織されている、小学校の校外班に中学校の地区班割りが重なるように改編しました。次の段階として、同じ地区の小学校5・6年生の児童と中学2年生の生徒で班をつくり、先生や学校のボランティアの方々やまちづくりサポートセンターの方々にも参加を呼びかけ、地域安全マップづくりに取り組みました。実地踏査を行った後、その資料を中学1年生が引き受け、タタミ3畳ほどの大型の地域安全マップを完成させました。

これら一連の活動の目的は、中学生をリーダーとする防災組織づくりと、地域の方々と顔見知りになり、自治会の行事などに参加しやすくすることで、小中学生を犯罪から守りやすくする学校と自治会組織が連携した防災・防犯組織の完成です。地区班リーダーが、毎月学校便りを中心に、市で作成していただいた小中学校の案内カレンダーや活動の主旨をご理解いただき参加をお願いする文章を各自治会長さんに届けながら、小中学生の地区班と自分たちの住む地域の自治会とを結ぶ役割を果たしています。また、中学3年生に救急救命講習会を受講させ修了証を持たせる予定です。

では何故このような取り組みが必要なのでしょう。

- ・ 皆さん大規模な地震が発生した場合の対応はご存じですか？
- ・ ご自分や家族の一時避難場所は確認してありますか？ たがいの連絡方法は？
- ・ 災害発生からの3日間は、自己責任で食料や飲料水を確保しておかなければならないことはご存じですか？
- ・ 平日の昼間、大地震が発生したときご自分がお住まいの地域で初期の防災活動に携われる者が誰なのかご存じですか？
- ・ 市内の小中学校では、いまだに不審者による暴力や声かけ、性的な犯罪行為が発生していますが、どこで事件が起きているか、何時起きているかご存じですか？
- ・ 田無警察署へメール登録することで、そうした情報がある程度知ることができることをご存じですか？
- ・ 小学生の安全を守りたいと思っても、また良くないことをしている中学生に声をかけようと思っても、知らない相手なので声をかけられない、何をされるか分からないのでやめてしまったという経験はありませんか？

例えば、日中にもし大地震が発生したら、誰が初期の防災活動にあたるのでしょうか。阪神・淡路の大震災や能登半島の地震の時、多くのボランティアの方々が全国から救援に駆けつける前の段階で、失われてしまった命は決して少なくありません。行政の救助活動も地域の細かいところまですぐに手が回りません。自営業などで地域にいらっしゃる大人

の方は少なく、多くの大人は市外に働きに出ており、家族の安否を確認に戻るところか帰宅難民になるおそれもあります。では若者はどうでしょう。残念ながら高校生や大学生もそのほとんどが市外の学校に通っており、大人同様帰宅難民のおそれがあります。では地域に残っている人たちはというと、幼稚園・保育園・小中学生と高齢者の方々が中心になります。

地震以外でも、小学生や中学生を狙った犯罪や、保護者の児童虐待のニュースも多く、地域で何かできないかと心を痛めている方も多いと思います。しかし、ただ漠然と下校時に道に立っているわけにもいかず、かといって公園やコンビニ前で遊んだり溜まっている見知らぬ児童生徒へ声もかけられず……。近所の家から聞こえる激しい叱責の声と子どもの泣き声にどのような対処をしたらよいか心を痛めている方もいらっしゃるでしょう。知り合う機会がない、どこへ連絡したらよいか分からない。こんな問題も早期に解決したいものですね。

4. 提言 【地域の防災・防犯組織を構築し、健全育成の環境を整えよう】

あいさつ運動や愛のひと声運動、標語募集とさまざまな取り組みが各団体で行われています。しかし、そうした取り組みがなかなか地域に広がらないのは、やはり核家族化などでそれぞれの家庭のプライバシーが尊重され、地域の住民がたがいに知り合う機会が決定的に少ないからではないでしょうか。まずは顔見知りになること。それも活動時間帯や場所が違う大人たちよりも、昼間同じ時間帯を同じ地域で過ごしている高齢者の方々や幼児・小学生・中学生から始めましょう。ただし、何の目的もなく「顔見知りになりましょう」と声をかけても、子どもはもちろん高齢者の方々も忙しく敬遠されてしまいます。そこで動機付けとして、地域の防災・防犯組織の構築を提案したいと思います。

5. 推進方法

- ・ まず手始めに、保育園・幼稚園・小学校・中学校の園長・校長連絡会を立ち上げましょう。
 - ・ 小中学校で地区班を同じ地区割りとし、自治会に重ね、防災訓練や自治会活動に中学生をリーダーとした地区班に参加させましょう。
 - ・ 市の防災防犯課や消防署の協力を得て、各自治会長さんにも参加していただき、一時避難場所としての学校の役割と、小中学生の地区班ができる活動内容の検討会を立ち上げましょう。
 - ・ 自治会活動に小・中学生を入れていただき、お手伝いとして積極的に活動させましょう。
 - ・ 学校は、情報の発信や場所の提供、児童・生徒への働きかけを積極的に行いましょう。
- ※ 例 保護者の方々や自治会長さんの携帯電話のアドレスを登録していただき、学校のパソコンから不審者情報などを速やかに伝達します。
- ・ 子育てに悩む保護者のために、PTAの活動として、小学校は保育園・幼稚園へ、中学校は小学校へ子育ての情報交換会の実施を働きかけましょう。
 - ・ 市役所や社会福祉協議会等行政組織は、市内の各団体の連携を促したり、会議や連絡会に参加し、行政の立場から支援を積極的に行いましょう。

報告書の活用

報告書の活用の充実にあたって

健全育成の重要性については、誰もが賛同し、さまざまな角度から関係者が力をあわせて、問題の解決のために委員会や協議会などを設立し、組織的に取り組んでいます。東久留米市青少年問題協議会も、多くの関係者が協力し合って、問題の克服や健全育成を推進するための重要な課題について協議を重ねて、具体的な提言を探り、その実践の方向についてまで論議を重ねてきました。そして、ここに、その協議のまとめとしての報告書を作成いたしました。

青少年問題だからといって、青少年が引き起こす問題の対策だけが、健全育成の目指すところではありません。健全育成は、新しい時代の担い手である青少年が、豊かな心を持ち、主体的にたくましく生きる、社会のよき形成者として成長して欲しいという願いと、すべての子どもの人格のよりよい発達を促したいという扶助の精神にあります。この目的を目指して努力することが、同時に、非行や問題行動など、学校や地域社会で発生している問題行動への対策となり、抜本的な解決に結びついてきます。このような考えに、家庭、地域、学校、行政機関が何をどうすることが望ましいのか、身近に起こっている具体的な事例を分析し、解決の方策とその推進の方法までを話し合い、活用の充実に願って作成いたしました。この報告書の特色は、次の３点にあります。

- (１) 健全育成にかかわる問題と感じている身近な事例から、何が、その問題の要因にあるのか共通項を分析し、検討し、事例の共感化を図りました。
- (２) その事例をもとに、提言を「・・・してみませんか」、「・・・していますか」という優しく語りかける形にしました。
- (３) その提言を、さらにどのように広げていくのか、推進と活用について具体的に進言してみました。

この特色を生かして、次のような機会に、他の資料と一緒に活用したり、必要な箇所を切り取って活用したりするなどして、広く活用されることを期待しています。

＜学校において協議や授業の資料として＞

- ・ 児童・生徒理解、当面する生活指導上の課題、今後の課題解決の具体策を探る研修会などの資料として
- ・ 道徳授業を推進するときの具体的な事例・資料として
- ・ 全校朝会などの話題の資料として、他の資料と一緒に活用する。

＜教育委員会などが主催する研修会の資料として＞

- ・ 初任者研修のテキストとして
- ・ 生活指導主任会などにおいて生活指導の基本的な事項の理解、地域、保護者との連携理解などの資料として

- ・ 校長会、副校長会などにおける生活指導上の諸問題を解決する方向性の共通理解を図る資料として活用する。

＜保護者会・PTA活動などの資料として＞

- ・ 健全育成に関連するPTA会員の研修活動の際の資料として
- ・ 保護者会などで学校の指導方針の理解や協力を求めるときなどの資料として
- ・ 具体的に起こる問題の解決に向けての実態の把握資料として、活用しやすいように資料を組み替えて活用する。

＜地域の連絡協議会、地域の活動などの資料として＞

- ・ 各中学校地区青少年健全育成協議会などの研修資料として
- ・ 家庭教育学級などの話し合いのテーマとして
- ・ 社会を明るくする運動などの集会の資料として
- ・ 児童館などの連絡会にて、資料として提供する。

＜家庭の中の団欒や話し合いなどの話題資料として＞

- ・ 家庭の団欒の中で、家族の中で、事例を知らせ、事例を通して学びを語り合う材料として
- ・ 家庭の中で、みんなができること、一人一人が気をつけることによって家庭にატატかさや、家族に力が生まれることを実感させる資料として活用する。

＜企業や仕事場における研修や話し合いの資料として＞

- ・ 各職場において安心して仕事ができることが、仕事の効率化と経済効果をもたらすことにつながります。その要は、家庭、家族、とりわけ子どもたちの健やかな成長であり、家庭の明るさとატატかさ、家族の絆にあります。職場での実績をもたらす原動力は、家庭であり、家族です。組織のリーダーが率先して、その大切さを意識して伝達したり、朝会などの話題にしたりする際の資料として活用する。
- ・ 健全育成にかかわる地域の諸会合、行事、イベントなどに、職員を派遣し、地域のなかの企業として地域ぐるみで健全育成を推進しているという意気込みを職員に意識形成する際などに活用する。

＜行政施策の検討資料として＞

- ・ 青少年の健全育成にかかわる行政施策を検討する際などに、本報告書に記載されている具体的な行動計画を参考にし、策定に活用する。

お わ り に

「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」を主題にして3分科会に分かれ、家庭や地域の教育力、青少年の社会参加、健全な環境づくりについて、各委員の意見交換、分科会での協議、委員全体による協議等を重ねてまいりました。

健全育成という言葉を目にすると、ともすれば問題行動の対策やそのおそれのある子どもに対しての対策会議という意識がもたれる傾向にあります。しかし多くの子どもたちが生活している地域や環境、社会状況を考えますと、問題行動への対応ではなく、すべての子どもが、心が豊かで、健やかに成長するための根本的な対応を着実に推進することが大切であるという意識変革の必要性を強く感じさせられます。本協議会も、この考えを大切に、「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」のテーマを協議し、報告書にまとめてきました。

報告書の中で、「大人が変われば子どもも変わる」というキャッチフレーズが目にとまります。確かに、家庭でも、学校でも、地域でも、行政でもそれらの集団を動かしているのは大人です。将来の社会を担う子どもたちのために、身近なところで、誰もができることを、大人が率先垂範してみようではありませんか。大人がする小さな行動、小さな勇気を、子どもは見ています。また、見て見ぬふりをする大人を見ているのも子どもです。

分科会の事例は、日常茶飯事に生じているごく普通の出来事からの学びを感得したものです。子どもの心を知り、その心を大切にして、健やかな青少年の育成に努力をしてまいりましょう。

この報告書を、保護者会、PTA、校内研修会、各中学校地区健全育成協議会、企業研修等、多方面で活用されますことを願うとともに、保護者と教師、保護者同士、親と子の話し合いをするきっかけになれば幸いに存じます。

資

料

東久留米市青少年問題協議会条例

東久留米市青少年問題協議会検討経過

東久留米市青少年問題協議会委員名簿

東久留米市青少年問題協議会条例

昭和 54 年 6 月 30 日

条例第 26 号

改正 昭和 57 年 7 月 1 日条例第 18 号 平成 12 年 12 月 20 日条例第 61 号

東久留米市青少年問題協議会条例（昭和 37 年東久留米市条例第 6 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、東久留米市に市長の附属機関として、東久留米市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（職務）

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じて、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、自ら調査審議して市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 3 条 協議会は、会長および次に掲げる委員 42 人以内をもつて組織し、市長が委嘱または任命する。

（1） 青少年の育成にかかわる市民 30 人以内

（2） 学識経験を有する者 4 人以内

（3） 東久留米市議会の議員 2 人以内

（4） 関係行政庁の職員 4 人以内

（5） 東久留米市に勤務する職員 2 人以内

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任をさまたげない。

（会長の権限ならびに副会長の設置および権限）

第 5 条 会長は、市長がこれに当り、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置く。

3 副会長は、委員が互選する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会長および副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（招集）

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

(定足数および表決数)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、協議会委員および東久留米市に勤務する職員のうちから会長が任命する。

3 専門委員の任期は、当該委員および職員の任期による。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第3条の改正によりあらたに任命または委嘱された委員の任期は、この条例施行の際現に在任する委員の任期の満了の日までとする。

付 則 (昭和57年7月1日条例第18号)

1 この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

2 第3条の改正により、従前の委員の任期は、昭和59年3月31日までとする。

付 則 (平成12年12月20日条例第61号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

東久留米市青少年問題協議会 検討経過

会議種別	開催日	協議・検討内容
第1回協議会	平成18年11月6日	・副会長の選出 ・趣旨、重点目標の確認
第2回協議会	平成19年2月5日	・今期のテーマについて 「青少年の心の豊かさと健やかさを求めて」
第3回協議会	平成19年5月21日	・サブテーマについて
第4回協議会	平成19年7月27日	・今後の会議の進め方について ・分科会に分かれての検討 問題、課題、現状等の話し合い、事例抽出、事例に潜む原因や要因、背景について - 第1分科会 「家庭や地域の教育力を高めよう」 - 第2分科会 「青少年の社会参加の機会をふやそう」 - 第3分科会 「地域ぐるみで健全な環境をつくろう」
第5回協議会	平成19年11月22日	・分科会中間報告 ・キーワード的、スローガンの表現の検討 ・分科会に分かれての検討
第6回協議会	平成20年2月15日	・分科会中間報告 ・分科会のまとめスタイルの検討 ・分科会に分かれての検討
第7回協議会	平成20年5月13日	・分科会中間報告 ・報告書の活用検討 ・分科会に分かれての検討
第8回協議会	平成20年7月17日	・各分科会報告書（案）作成 ・全体での原案討議 ・分科会に分かれての検討
第9回協議会	平成20年8月25日	・報告書の確認 ・市長へ報告書の提出

東久留米市青少年問題協議会分科会 検討経過

会議種別	開催日	検討内容
第1分科会		
第1回	平成19年10月12日	・第1分科会サブテーマの確認 「家庭や地域の教育力を高めよう」
第2回	平成20年 1月21日	・子どものために大人が変わろう、 大人が変われば子どもも変わる
第3回	平成20年 3月14日	・きっかけは「あいさつ」から ・礼儀、作法、コミュニケーション
第4回	平成20年 6月13日	・主題、事例、提言、スローガン
第2分科会		
第1回	平成19年 9月27日	・第2分科会サブテーマの確認 「青少年の社会参加の機会をふやそう」
第2回	平成19年10月29日	・目標と現状 ・子どもの遊び場、大人の責任
第3回	平成20年 1月28日	・現状と課題 大人の責任、自覚、信頼関係
第4回	平成20年 4月14日	・主題、事例、提言、推進方法
第3分科会		
第1回	平成19年 9月18日	・第3分科会サブテーマの確認 「地域ぐるみで健全な環境をつくろう」
第2回	平成20年 2月15日	・事例研究、具体的な活動 ・マップづくり等の事例、提言
第3回	平成20年 5月13日	・主題、事例、提言、推進方法
小委員会		
第1回	平成20年 7月 7日	・各分科会報告書（案）の検討 ・全体構成の確認

東久留米市青少年問題協議会委員名簿

(任期：平成18年9月1日～平成20年8月31日)

選出機関・団体名	氏 名	備 考
東久留米市長	会 長 野 崎 重 弥	
久留米中学校地区青少年健全育成協議会	委 員 寺 谷 清 美	
東中学校地区青少年健全育成協議会	委 員 荒 井 明 子	平成18年9月～平成19年3月
	委 員 吉 井 尚 子	平成19年3月～
西中学校地区青少年健全育成協議会	委 員 城 道 文 子	
南中学校地区青少年健全育成協議会	委 員 田 中 清 子	
大門中学校地区青少年健全育成協議会	委 員 西 山 久美子	
下里中学校地区青少年健全育成協議会	委 員 渡 部 久美子	
中央中学校地区青少年健全育成協議会	委 員 松 田 律 子	
東久留米市立小学校長会	委 員 矢 嶋 かず子	
東久留米市立中学校長会	委 員 種 市 哲 也	
都立久留米西高等学校	委 員 石 川 義 和	平成18年9月～平成19年6月
	委 員 野見山 信久	平成19年7月～平成20年5月
	委 員 石 関 元	平成20年5月～
民生児童委員協議会	委 員 小 川 滋 子	
保護司会	委 員 松 村 茂	
青少年委員会	委 員 保 田 香保里	平成18年9月～平成19年6月
	委 員 中 島 春 江	平成19年7月～
東久留米市立小中学校PTA連合会	委 員 田 中 美恵子	平成18年9月～平成19年6月
	委 員 田 中 和 子	平成19年7月～平成20年5月
	委 員 馬 本 房 子	平成20年5月～
体育指導委員会	委 員 山 村 妙 子	
東久留米青年会議所	委 員 會 澤 匡 伸	
ボーイスカウト東京都東久留米第1団	委 員 呉 彰 夫	
東久留米市防犯協会	委 員 茂 木 一 弘	平成18年9月～平成19年4月
	委 員 榎 本 和 子	平成19年5月～
薬物乱用防止推進東久留米地区協議会	委 員 小 山 典 子	
学識経験者	副会長 宮 下 英 雄	
	委 員 原 口 育 也	平成18年9月～平成20年6月
	委 員 高 田 桂 子	
市議会	委 員 原 紀 子	平成18年9月～平成19年5月
	委 員 白 石 玲 子	平成18年9月～平成19年5月
	委 員 沢 田 孝 康	平成19年5月～
	委 員 野 島 武 夫	平成19年5月～
田無警察署	委 員 居 原 豊	平成18年9月～平成20年5月
	委 員 横 山 陽 一	平成20年6月～
東京都多摩小平保健所	委 員 小 川 正	平成18年9月～平成19年6月
	委 員 根 本 弘	平成19年7月～平成20年6月
	委 員 寺 田 正 敏	平成20年7月～
東京都小平児童相談所	委 員 松 沢 雄 一	平成18年9月～平成20年3月
	委 員 栗 原 博	平成20年4月～
東京家庭裁判所八王子支部	委 員 林 知 子	平成18年9月～平成20年3月
	委 員 小野垣 宏一	平成20年4月～
教育長	委 員 岡 本 宏 之	平成18年9月～平成20年3月
	委 員 永 田 昇	平成20年4月～
生涯学習課長	委 員 町 田 富士雄	平成18年9月～平成19年3月
	委 員 田 中 潤	平成19年4月～

(注) 職名は、委員在籍時のものです。

東久留米市青少年問題協議会 分科会委員構成

(平成19年7月～平成20年8月)

選出機関・団体名	氏 名	備 考
第1分科会 家庭・地域の教育力の強化		
薬物乱用防止推進東久留米地区協議会	座 長 小 山 典 子	
市議会	副座長 沢 田 孝 康	
久留米中学校地区青少年健全育成協議会	書 記 寺 谷 清 美	
東久留米青年会議所	書 記 會 澤 匡 伸	
南中学校地区青少年健全育成協議会	田 中 清 子	
中央中学校地区青少年健全育成協議会	松 田 律 子	
都立久留米西高校	野見山 信久	平成19年7月～平成20年5月
	石 関 元	平成20年5月～
青少年委員会	中 島 春 江	
多摩小平保健所	根 本 弘	平成19年7月～平成20年6月
	寺 田 正 敏	平成20年7月～
教育長	岡 本 宏 之	平成19年7月～平成20年3月
	永 田 昇	平成20年4月～
第2分科会 青少年の社会参加の拡大と活動の場の整備		
学識経験者	座 長 原 口 育 也	平成19年7月～平成20年6月
市議会	副座長 野 島 武 夫	
大門中学校地区青少年健全育成協議会	書 記 西 山 久 美 子	
民生児童委員協議会	書 記 小 川 滋 子	
東中学校地区青少年健全育成協議会	吉 井 尚 子	
東久留米市立小学校長会	矢嶋 かず子	
東久留米市立小中学校PTA連合会	田 中 和 子	平成19年7月～平成20年5月
	馬 本 房 子	平成20年5月～
ボーイスカウト東京都東久留米第1団	呉 彰 夫	
東京都小平児童相談所	松 沢 雄 一	平成19年7月～平成20年3月
	栗 原 博	平成20年4月～
生涯学習課長	田 中 潤	
第3分科会 環境整備と非行防止活動の推進		
東久留米市立中学校長会	座 長 種 市 哲 也	
西中学校地区青少年健全育成協議会	副座長 城 道 文 子	
下里中学校地区青少年健全育成協議会	書 記 渡 部 久 美 子	
体育指導委員会	書 記 山 村 妙 子	
保護司会	松 村 茂	
市防犯協会	榎 本 和 子	
学識経験者	高 田 桂 子	
田無警察署	居 原 豊	平成19年7月～平成20年5月
	横 山 陽 一	平成20年6月～
東京家庭裁判所八王子支部	林 知 子	平成19年7月～平成20年3月
	小野垣 宏一	平成20年4月～